

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桐生市長 荒木 恵司

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 桐生市<br>(10203)               |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 黒保根地区<br>(下田沢、上田沢、八木原、宿廻、水沼) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月21日<br>(第1回)          |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、大部分を山林が占める中山間地に位置しており、集团的農用地は少ないが、豊富な沢水を利用した稲作や露地野菜等が豊富な地域であり、農村的景観にも優れている地域である。
- ・集落においては、大規模な農業用施設(畜産施設)として利用されている。
- ・有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、露地栽培では鳥獣被害対策が必須である。
- ・高齢化や後継者の不在等により担い手が不足しており、地区内において荒廃地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・鳥獣被害に対しては自己防衛を基本とし、地域で有害鳥獣の追い払いの強化や捕獲等の対策を関係機関と連携して被害軽減に努める。
- ・農地中間管理事業を活用して、規模拡大に意欲的な担い手への集積・集約化を推進する。
- ・新規で就農する場合は、初期投資が少なくても参入できる露地野菜等を中心に推進していくが、同時に鳥獣被害防止対策を支援していく。
- ・棚田や畑の傾斜地を活用した観光資源となりえる農村的景観を維持していく。
- ・地域の資源や特性を生かした新たな特産品の開発などによる6次産業化を推進する。
- ・標高300m~800mの準高冷地から高冷地まである気候風土を活かした農業を実践する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 357 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 357 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha   |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| ・原則として、農地中間管理機構への貸し付けを推進しながら、担い手(認定農業者、新規就農者、農業法人等)への農地集積、集約化を基本とする。また、土地所有者の意向に配慮しつつ、規模拡大を希望する経営体への集積を実施していく。                   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| ・高齢化や後継者不足による離農が見込まれるため、離農等する場合には、担い手の経営意向と土地所有者の意向に配慮しながら、担い手への農地集積、集約化を図る。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| ・約6割の田で圃場整備を実施済みであり、現況圃場や用排水路の維持保全を実施する。<br>・安定的な農業経営が行えるよう、農業者の意見等を踏まえて、検討していく。   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| ・担い手が活用できる補助制度、融資制度等による支援を実施する。<br>・新規就農者に対しては、市、農業委員会、桐生地区農業指導センター、新田みどり農業協同組合等と連携して、就農相談や就農に向けた準備支援、営農指導、農地確保、資金相談等の支援体制を強化する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| ・農業者のニーズを踏まえて、活用について検討していく。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |   |  |  |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策…桐生市鳥獣被害防止計画に即し、箱罟等による捕獲の強化や緩衝帯整備により被害防止に取り組んでいく。また、県補助事業や市補助事業を活用して、追い払いの強化等を実施し、農作物被害が発生しないように努める。
- ②有機・減農薬・減肥料…畜産農家の堆肥を有効活用するため、耕種農家とのマッチングを支援し、減肥料に取り組んでいく。
- ③スマート農業…農作業の負担軽減や効率化を図るため、スマート農業の導入・活用について検討する。
- ⑧農業用施設…農業用施設の規模拡大を支援していく。
- ⑨耕畜連携等…耕種農家と畜産農家のマッチングを支援しつつ、堆肥の有効活用と利用拡大を図る。
- ⑩その他…中山間地域等直接支払交付金等を利用した集落による共同作業を実施し、水路及び農道等の維持管理を図るとともに荒廃農地の増加を抑制し、生産量の維持増加を推進する。